

○根本委員長 この際、山井和則君から関連質疑の申出があります。岡田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。山井和則君。

○山井委員 三十六分間、質問をさせていただきます。

まず最初は、統一教会の問題を質問させていただきます。

私も、この半年間、二十五人の被害者の方々と直接会って、一人大体二時間ぐらいずつお話をお聞きしました。この方々は、本当に、こういう被害を訴えると、統一教会側から嫌がらせを受けたりバッシングを受けたり、大変な御苦勞をされながらも、この統一教会における多額の、高額献金の被害をなくさねばならないということで、橋田達夫さん、小川さゆりさんを始め、多くの二世や家族の方々が声を上げてくださっております。

今も話がありましたけれども、この統一教会の問題は残念ながらまだ終わっておらず、これからが本番だと思います。そのような二世の方々の声を受けて、岸田総理も決断していただき、また、野党も議員立法を提出し、年末に被害者救済法が成立をいたしました。このことについては、統一教会の被害者の二世の方々も岸田総理には大変感謝をしておられます。この統一教会の問題については、政争の具ではなくて、与野党、政府協力して、是非とも被害者の救済、再発防止をしたいと思います。

しかし、非常に残念ながら、私たちも被害者救済法が成立したら献金というものは下火になるかと思いましたが、ここの配付パネルにありますように、今年の一月初三日、八ページの配付資料を御覧ください、韓鶴子総裁の新年の挨拶というものがございました。その中で、どういう挨拶か。ここに書いてありますように、全てのものを包容し抱くことのできる統一の祝福家庭、天寶家庭となり、天と人類の前に勝利者として誇らしく尊敬される皆さんになるように願います、これが総裁の言葉です。

これは分かりにくいですが、天寶家庭というのは、先祖解怨四百三十代といまして、四百三十代遡って先祖供養していくという、意味しまして、何回かに分けていいんですけれども、これを実行するには一千万円以上の献金が必要になるわけです。

岸田総理、統一教会からは謝罪も反省もなく、配付資料の八ページでございまして、やはり、こういう天寶家庭という名の下に合計一千万円以上の献金の呼びかけがまだに行われておりますし、この団体においては韓鶴子総裁の言葉というのは絶対ですから、いずれ一千万円の献金をしてくださいという呼びかけを新年早々やっているわけです。

これは、もちろん、お金が十分余裕のある方が自由意思でやることについては問題ないのかもしれませんが、今まで問題になってきたように、例えば、橋田達夫さんの奥様は一億円の献金をする中で家庭が崩壊して、残念ながら、息子さんは自ら命を絶たれることにもなりました。

また、献金をするために家庭崩壊になった、子供が進学を断念せざるを得なくなった、食事も十分に食べさせてもらえなかった、奨学金まで献金に吸い上げられた、アルバイト代も献金に吸い上げられた。挙げ句の果ては、子供名義で勝手にカードローンをつくられて、勝手に知らぬ間に献金をさせられて、気がついたら数百万の借金が子供に負わされている、こんなひどいことは私はないと思います。

ですから、被害者救済法の配慮義務の中で、本人や御家族の生活に迷惑を与えないようにという配慮義務が入ったわけですが、いまだに一千万円以上の献金を求める、天寶家庭になってくださいと言っているということは、配慮義務に違反しているおそれもあるのではないかと思います。

それと、もう一枚、次の九ページ、読売テレビの「ミヤネ屋」でも報道をされました。世界平和統一家庭連合の田中富広会長は、一月十二日の伝道出発式においてこうおっしゃっているんですね。宗教迫害の絶頂を迎えていく二〇二三年と覚悟して挑戦していかなければならない、我々がぶれない限りサタン側が必ず崩れていく。サタンというのは、これは悪魔です。

岸田総理、被害者救済法を私たちも必死になって作りましたよね。何とか被害者を救いたい、被害を防止したいと、本当に政府を挙げて、国民を挙げてやっている中で、サタン側が必ず崩れていく。これはもしかしたら、岸田総理や政府、私たち国会議員もサタン、悪魔になっているかもしれないですね。

これは質問通告はしておりませんが、岸田総理にお伺いしたいんです。全く反省なく献金の呼びかけをして、サタン側が必ず崩れていく、こういう姿勢に対して、岸田総理、いかが思われますか。

○岸田内閣総理大臣 御指摘のような点を聞きながら、改めて思うこととして、政府あるいは立法府の立場からも、従来から申し上げているように、こうした組織の実態把握と、そして被害者の救済と、そして再発防止、この三点について、改めて法の原理に従ってしっかりと取組を進めていく、こうしたことの重要性を改めて強く感じています。

新たにできた新法ももちろんでありますし、今、質問権の行使等も行っております。そして、様々な相談体制の拡充も努めています。また、こうした法律の実効性を高めるための様々な取組も進めています。

こうした法律に基づいて、こうした事態にしっかりと対応し、被害に遭われている方を救い、これ以上被害が広がらないように全力で取り組んでいきたいと考えています。

○山井委員 私は、宗教は人間にとって大切だと思います。私も宗教の高校に学びまして、多くの素晴らしい教えを学ばせていただきました。しかし、このような、自分たちに反するものはサタンで悪魔だ、こういう反社会的な、宗教というよりカルト、こういうものについては、今まで三十年間、残念ながら、日本の政府も国会議員も対応できなかったんです。ここは私たちの責任として、二世や子供たちを守るためにも、何としてもやっていかねばなりません。

そんな中で、次のチラシをお見せしますが、この間、必死になって被害者の救済のために声を上げてこられた宗教二世ネットワークの方々がおられます。山本サエコさん、団作さん、高橋みゆきさん。そして、このチラシは、何時間も徹夜して、ゆとりさんとか多くの方々、宗教二世ネットワークの方が作ったチラシなんです。

とにかく、今、岸田総理がおっしゃったように、被害者救済法を成立させただけじゃなくて、多くの人に知ってほしい。その中で、願いとしては、この左下にありますように、書面送付制度を是非広めてほしいということをおっしゃっておられます。

具体的には、親がもうその世界に入ってしまった、家庭が苦しくても献金ばかりしてしまう、家庭が崩壊するまで献金をしてしまう、子供はそれが止められない。そのために、例えば、この書面送付制度においては、お子さんたちが、家族が法テラスに相談して、弁護士さんを使って、内容証明郵便を統一教会側、消費者庁、もし必要であれば信者である家族や親に送ることによって、それ以上の献金にブレーキをかけたり、また、消費者庁が取り締まる行政措置の基礎資料にしたり、あるいは、もしかしたら、その書面が行ったら、親が、ああ、やはり献金やめておこうかと思いとどまったり、もしかしたらその洗脳が解けていくかもしれない。こういう書面制度を宗教二世ネットワークの、被害者の方々が切に要望されております。

是非ともこれを後押し、岸田総理、していただけないかということと、この被害者の方々はかなり生活が困窮されている方が多いので、二問、質問を一気にしますが、できれば、この書面送付制度、弁護士費用を無料で、数万円かかるところを無料にしてもらえないか。その二点、通告しておりますので、岸田総理、お答えください。

○岸田内閣総理大臣 まず、御提案の書面送付制度ですが、御提案の趣旨の一つは、新法の運用に当たって、消費者庁に必要な情報が集約されることが重要であるということだと思います。法テラスを始め、政府や自治体等の各種相談窓口にならぬ違反が疑われるような事案について相談があった場合には、消費者庁に情報提供すること、これを徹底すること、これは重要な取組であると認識をいたします。

そして、消費者庁への情報集中は今言った点で重要だと思いますが、ただ、その当該法人ですとかそれから寄附者本人への書面送付については、これはいろいろなケースがあります。その本人や法人への送付がどのような影響を及ぼすのか、こういった点は丁寧に見ていかなければいけないので、これは、個別事案に応じて弁護士等が適切にサポートしてどうするべきかを考えていく、こうした姿勢は大事なのではないか、このように認識をいたします。

そして、弁護士費用についてですが、法テラスにおいて、宗教二世被害者を含む資力の乏しい方に対して弁護士による無料法律相談等を実施する民事法律扶助を積極的に活用し、被害者救済に万全を尽くすこととしております。

消費者庁においては、現在、新法の本格施行に向けた準備を進めているところ、まずは必要な体制を整えた上

で、着実に法の運用をしていきたいと考えます。

そして、法の運用の過程で明らかになった課題について、運用実績を踏まえて救済策を考えていかなければならないわけですが、今言った委員のこの趣旨は、書面送付制度を支援してもらいたいということかと思しますので、今はまず、法律を運用し、そしてその実効性を高める努力をいたしますが、その中で、消費者庁に情報を集める上で必要な制度というようなことについて、何が実効的な策なのか、これは、その法律の実効状況を高めた上で、状況を見た上で判断をしていきたいと思います。

○山井委員 岸田総理、答弁されたように、もちろんケース・バイ・ケースで、この書面送付が親にとって、ますます親子関係が悪化するケースもあるかもしれません。しかし、重要なのは、親がどんどん献金をして家庭が崩壊していく、自分も進学できなくなる、周りの人も迷惑する、一步間違えたらその献金の借金を自分が負わされる。何とかブレーキをかけるために、こういうのも選択肢の一つではないかというふうに宗教二世ネットワークの方もおっしゃっています。

去る十一月二十九日、昨年ですが、この予算委員会の中で岸田総理に質問をさせていただきました。この中野さんのケースも本当に悲惨です。お母さんのケースですが、一億数千万円の献金。結局それで、何度にもわたって、一千万、二千万、三千万と献金をさせられて、明らかに悪質と思われるわけですが、残念ながら念書を書いておられた、返金要求をしませんと。そのことによって、そのことも一つの要因で、地裁、高裁で敗訴して、今、最高裁で係争されております。

この中野さんのケースに関して、十一月二十九日、岸田総理から、そのような繰り返し不法行為を行っている団体の献金の返金請求は駄目だというような念書は、逆に不法行為が認められやすくなるという非常に前向きな答弁をいただきました。

それを受けて、何と、その答弁が十一月二十九日でしたが、早速十二月に二千四百万円、ほぼ全額の献金が、念書を書いた被害者の方、六十六歳の女性、十一月までは、献金を返してくれと言ったけれども統一教会側は応えなかった。ところが、十一月二十九日の岸田総理の、念書は無効の疑いがあるという、そのような答弁を受けて十二月から一気に進み、そして全額返金をされたということでもあります。

そういう意味では、やはり私たちの国会審議で救われる方も少しは増えてきておまして、この先ほど言った中野容子さんのケースが今後、最高裁ですけれども、逆転で勝訴になるかどうか。これによって、念書が無効であれば、念書を書かされて返金できないとなっている方は日本中に千人以上いると言われていたんですね、高額献金で。

そういう意味では、私たちとしても、こういう悪質な念書というものはやはり無効なのではないかということをして繰り返し訴えていきたいと思っておりますが、そこで、岸田総理にお伺いをさせていただきます。

そして、このケースも佐々木弁護士、梅津弁護士が取り組んでくださったんですけども、岸田首相の上記の答弁が本件の解決に重要な影響を与えたと考えられ、念書を書かされたがために泣き寝入りをする被害者が少なくない中、同種の事例の被害者救済のモデルケースになり得る画期的な事案だというふうになっております。

そこで、お伺いします。

先日も、一月二十五日、おおつき紅葉議員にも岸田総理は答弁されましたけれども、統一教会による返金逃れを目的とした念書は、念書がない場合よりも、逆に、この念書がある場合の方が勧誘行為の不当性が認められやすくなると考えてよいか。

それと、もう一つセットでお伺いしますが、また、念書のみならず、中野容子さんのようにビデオ撮影までされて、陳述書まで撮影された場合は、念書だけでは不十分くらい自分たちの不法行為責任を負うリスクが高いと考え、より用意周到に、計画的に返金逃れ対策を講じたと推認されることから、念書だけの場合に比べて違法性を基礎づける要素が加算され、より不法行為が認められやすくなると考えるが、いかがか。

質問通告二つをセットでお聞きしました。よろしくお願いたします。

○岸田内閣総理大臣 まず、基本的には個別の事案によって裁判で判断されるものでありますが、一般論として、過去の複数の裁判例と同じ法人から類似の手法による勧誘を受けた場合には、先日も答弁したとおり、そのような裁判例を援用しつつ、寄附勧誘の不当性を主張することにより、その主張が認められやすくなるといったこと

はあると考えています。

そして、ビデオについても御質問がありました。これも個別の事案により裁判所で判断するものでありますが、これは、損害賠償請求をしないことや返金逃れを目的とした念書の作成やビデオの撮影、こうしたことをしていることや、さらに、そのような行為を重ねて行っていることがむしろ法人等の勧誘の違法性を基礎づける要素となるとともに、民法上の不法行為が認定されやすくなる場合がある、このように考えております。

○山井委員 これは非常に重要な答弁であります。

残念ながら、統一教会側は、高額で悪質な献金ほど念書で返金させないという、返金請求しませんという念書を取って、更に駄目押しでビデオ撮影までする。これは、今の岸田総理の答弁にあったように、逆に、そこまでやればやるほど、統一教会側がこれは違法なことをやっている自分たちが分かっているということですから、損害賠償請求が認められる可能性が高いという重要な答弁でありました。

それでは、次に、ちょっと議題を変えさせていただきます。リスクリングについてでございます。

先日の国会答弁で岸田総理は、育休中、産休中の方々に、このリスクリング、学び直しを後押しする、こういう答弁をされました。しかし、これについては、できるはずがない、育児を軽く見ている、育児は大変、現実とずれた発想、育休は暇にしていると思っているのではないかと、感覚がずれているという非常に強い批判が出てきております。

この点について、岸田総理、やはりこれは認識がずれ過ぎているんじゃないですか。

○岸田内閣総理大臣 御指摘については午前中も一回答弁させていただきましたが、私自身、三人の子供を持つ親であり、まず、子育て自体が経済的にも精神的にも、また時間的にも大きな負担であるということは経験しておりますし、目の当たりにしているところで、そして、その中でも、産後そして育休時の大変さを認識しているからこそ、私自身、政調会長時代に育休制度の拡充に取り組んだ、こういったことでもありました。

そして、御指摘の答弁については、是非、答弁、いま一度ちょっとよく確認していただきたいと思いますが、私の答弁の部分は、これはリスクリングに関して、ライフステージのあらゆる場面において、学び直しに取り組もうとする際に、本人が希望した場合にはそれにしっかり応援できる、後押しできる、こうした環境整備を強化していくことが重要だということをお願いしました。

御指摘の点は、これはしっかりと受け止めなければいけませんし、ただ、育休、産後を決して甘く見るという趣旨ではないということは御理解いただきたいと思っております。こうした御指摘は謙虚に受け止め、今後、発言についてはより丁寧に、誤解のないように発信をしていきたいと思っております。

○山井委員 でも、この質問自体が、産休中、育休中のリスクリングの後押しということですから、全ての年代にという話とは違うと思うんです。

そこで、確認しますが、ということは、やはり、育休中の学び直しは事実上困難だ、そういう認識でよろしいですか。

○岸田内閣総理大臣 今申し上げたように、産後、産休の状況の中で、更に様々な取組を行うということは大変難しい状況にある、大変な負担であるということは十分認識しております。

いずれにせよ、申し上げたのは、本人が希望した場合にはしっかり後押しできる環境は大事だ、あらゆるライフステージにおいてそういった考え方をしっかりと徹底していきたい、こういったことを申し上げた次第であります。

○山井委員 私も、この答弁を聞き、多くの方々が非常に怒っておられるという姿を見て、私も思い出したのが、結局、家庭中心、社会全体での応援が非常に薄い。私は、申し訳ないんですけども、この十数年の自民党の考え方というのは、家庭、家庭と言う余り、家庭は重要なんです、でも、やはり社会による支援が薄かったと思うんです。

それで、私は忘れられない経験があります。私、議員、二十三年させてもらっていますけれども、一番大変だった思いは、忘れもしない、二〇一〇年の三月、子ども手当の法案を衆議院厚生労働委員会で採決するとき、大変な思いをしたんです。

当時は子ども手当と言っていました。それまで小六だった児童手当を中三まで延ばす、そして所得制限をなく

す、まさに民主党政権の、社会で子供たちを育てるというこの法案。責任者は当時の長妻昭厚生労働大臣。私も厚生労働大臣政務官として一緒に、二〇一〇年の三月、採決しようとしていました。

自民党から罵詈雑言、やじ、怒号、採決はさせてもらえませんでした。ばらまきだといって大反対をされました。ぼろかす言われました、ばらまきだ、ばらまきだ。それで、結局、やじと怒号の中を、残念ながら、長妻厚生労働大臣や私はその採決をせざるを得なかったんです。それが十三年前です。

しかし、その後、自民党の力によって、一旦私たちが所得制限をなくした子ども手当が児童手当という名前に戻り、所得制限が入ってきた。やはり、この失われた十数年というのは、私は非常に罪は大きいと思うんです。

ただ、茂木幹事長も今回、所得制限を撤廃しようとして茂木幹事長もおっしゃってくださった。私は、これは大歓迎です。こういうのは本当に、子供政策は与野党協力して是非やりたいと思っていますので大歓迎です。しかし、あの苦い思い出がある以上、岸田総理に一言やはり確認したいんです。

やはり、所得制限をなくして中三まで延長するという民主党政権の法案に大反対を、ばらまきだと言ってした。あれについては、今から考えると、反省している、あるいは間違っていたなという、そういう振り返りを一言お願いします。

○岸田内閣総理大臣 まず、基本的な考え方として、家族という存在は、子育てを考える際にも基本的な存在であると思います。

ただ、今まで関与が薄いとされていた男性や企業など幅広く関与してもらい、高齢者や独身、あるいは地域社会においても、これは我が事のことであるという意識を持ってもらうことは重要であり、取組を進めたいと申し上げます。

そして、その中で、児童手当を始めとする経済的支援は大事だということで、担当大臣に指示した三つの柱のうちの一つに掲げています。

ですから、その中で、具体的にどうするのか、所得制限等についてどうするか、これは今議論しているさなかでありますので、その様々な意見、茂木幹事長の意見も今御指摘がありました、旧民主党の皆さんのそうした御苦労もありました、そういった経緯もしっかり頭に入れながら、政府として、今言った形で具体的な政策を詰めていきたいと考えております。

○山井委員 私は、是非ともここは与野党協力して、子供たちのために頑張っていただきたい。については、一つ提案があるんです。

今までのことを反省するというのであれば、この児童手当、今、所得制限の撤廃が大きな議論になっています。これは当然やるべきです。私たちもやってきました。これとセットで、やはり、単に所得制限を撤廃するだけでは、手当が増えるのは中高所得者だけなんです。逆に、一番貧困で苦しんでいる貧困家庭の子供たちは置き去りになってしまうんです。

ですから、所得制限の撤廃とセットで、児童手当を高校三年生まで延長させる。公明党さんもおっしゃっています。それと更にセットで、貧困家庭のための児童扶養手当の増額、拡充をする。この三点セットで、是非とも前向きな答弁をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○岸田内閣総理大臣 前回、児童手当の見直しを行ってから十年がたとうとしています。その間に社会も変化をし、少子化、人口減少もより深刻な状況になっています。その中で具体的な政策を考えていかなければならないということで、今その内容の具体化を行っているということであります。

ですから、結論については今この場で申し上げることはできませんが、十年たった中でいろいろな意見が今出てきています。委員の御指摘等もしっかり受け止めながら、どうあるべきなのか、政府として成案を得たいと思っています。

○山井委員 残念ながら、一度所得制限をなくしたものを所得制限を入れてきたのは自民党なわけで、やはり、その反省の下、是非ともスピーディーに、今言った低所得の子供たちにも配慮した児童手当の大幅拡充を実現していただきたいと思っておりますし、そのためには私たちも一緒に力を合わせたいと思っております。

それと、話題は変わります。

こういうことは質問したくないんですが、松野官房長官の秘書の方が、酒気帯び運転、お店で焼酎三杯という

ことで、道路交通法違反の疑いで交通切符を交付されました。全国で警察がこの取締りに頑張っている中で、身内の官房長官の秘書がこういうことになるというのは、私は非常に残念なことであります。やはり問題があるのではないか。

それと、こういう質問も予算委員会でするのは忍びないんですが、翔太郎秘書官のことであります。この間、週刊新潮の報道で問題提起され、テレビ、新聞でも連日取り上げられておりますが、イギリスなどの外遊の際に、翔太郎秘書官が、バッキンガム宮殿、また、下の、ビッグベンと言われる国会議事堂に観光に行ったのではないか、また、世界一の高級デパート、ハロッズでお土産物を買に行ったのではないか、こういう疑惑、問題点が指摘をされております。

これについては、行ったかどうか教えてくれと、三日間、要望しましたが教えてもらえませんので、心苦しいんですが、この場で質問をさせていただきます。

事実関係として、翔太郎秘書官はバッキンガム宮殿、ビッグベン、ハロッズに行かれましたか。

○中込政府参考人 総理随行者各人の訪問先につきましては、従来より公表しておりませんが、先般の欧州及び北米訪問時の、御質問ありました岸田翔太郎総理秘書官の各地での行動、総理同行業務以外の個別行動につきましては、これから申し上げますとおりであるというふうに承知をしております。岸田翔太郎総理秘書官は、いずれの訪問地におきましても、これから申し上げる三つの類型の視察、訪問を行ったほか、これ以外の行動は認められなかったということでございます。

類型でございませうけれども、第一は、各訪問地の国際機関やシンクタンク等への訪問でございまして、この際には関係者との意見交換等を行っております。第二が、総理訪問についての対外発信に使用する目的での町の風景やランドマーク等の外観の撮影でございまして、これはあくまでも写真素材集めのための、近傍に立ち寄ったのみであり、いずれの観光施設についても、その中には一切入っていないというふうに承知しております。第三が、政治家としての総理の土産等の購入でございまして、岸田翔太郎秘書官御自身やあるいは私用の目的での買物はしていないというふうに承知しております。

以上のように、個人の観光動機による行動は一切なく、観光施設訪問時も、ただいま申し上げた目的による以外の行動は取っていないということでございます。

以上でございます。

○山井委員 岸田総理、今、国民に防衛増税をお願いしている立場で、結局自らの御子息、秘書官がこういう疑われる行動を取っているということに関しては、私は、やはり、税金である公用車で行って、税金で雇われた大使館の方が随行している以上、説明責任は必要だと思います。

岸田総理、もうイエスカノーかでお答えいただきたいんですけども、今、言えない、具体的にここに翔太郎秘書官が行ったか言えないということですけども、否定はされませんか。

○岸田内閣総理大臣 今政府委員から答弁があったように、具体的な場所については特定しないということでもありますから、それは肯定も否定もしないということだと認識をしております。(山井委員「いいです、もういいです」と呼ぶ)

一言いいですか。

いずれにせよ、こうした行動については、今政府委員から答弁があったとおりであります。こうした行動について今様々な御指摘をいただいているということはもう事実であります。こうしたことを考えますときに、今後、総理秘書官を始め関係者において、より緊張感を持ってこうした行動について考えていかなければならない。これについては改めて徹底をさせたいと考えております。

○山井委員 やはり否定をされないということですから、まあ、行かれたんでしょう。私も様々な方からそういう話を聞きました。

そしてやはり、御子息さんがこういう秘書官をされている、周りも気を遣うと思うんですよね。大使館の人も、そんな行っている場合ですかとか買物に行くんですかと言えないですよね。

そこで、ちょっと二問お聞きしたいんです。

私、びっくりしたのは、今の外務省は、公務で、広報のための写真撮影にバッキンガム宮殿と国会議事堂に行っ

たということになっているんですけども、その広報の写真は、イギリス視察が終わってからまだアップされていないんですよ、翔太郎さんの写真は。かつ、広報担当者は別に行っているんですよ。ということは、写真を撮ってその写真を使っていないということは、やはり観光だったんじゃないのかというのが一つ。

それと、公務、公用車で大使館の方がついて、お父さんの、総理大臣のお土産を買う、これは税金でやるべきことかなど。これは税金でやるべきことですか。そしてまた、岸田総理、差し支えなかったら、そのお土産、どうい
う方に上げられたんですか。

○岸田内閣総理大臣 御指摘については、要は、身内であろうがなかろうが、総理秘書官として行動することが適切だったかどうかということと考えなければならないと思います。

そして、まず一点は、その映像について、まだアップされていないということですが、従来から、映像は取りまとめた上で、年一回、活動報告を作る際に使うとか、ずっと資料を取り集めている、そういったことでありますし、そして、土産を誰に贈ったかということではありますが、内閣の閣僚ほか関係者に土産を買っております。

以上二点です。

○山井委員 もう時間ですので終わりますが、例えば、この写真はフリー映像といって、無料で使える写真なんです。こういうのがあるんです。さらに、閣僚にお土産、はっきり言って、それより国民に対して仕事をしてほしいので、閣僚にお土産を買うのに、公費の車で、公費の大使館の人を使って、世界一の高級デパート、ハロッズに行くというのは、私は、防衛増税を国民に求めておられる岸田政権としては、余りにも不適切ではないかと思
います。

以上で終わります。